

# 官報号外 昭和三十五年三月九日

○第三十四回 参議院会議録第十号

昭和三十五年三月九日(水曜日)午前十時三十二分開議

議事日程 第九号

昭和三十五年三月九日 午前十時開議

第一 昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国内旅客船公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 養鶏振興法案(第三十五回国会衆議院送付)

第六 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十一 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十二 中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野鶴平君) 御報告いたしました。

去る二月二十九日、親王命名の儀の行なわれました當日、議長は、皇居において、天皇陛下に拝謁し、また、皇太子殿下にお目にかかり、さきに議決いたしました賛詞を奉呈いたしました。

たところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇意なお言葉を賜わりました。

その他諸般の報告は、朗説を省略いたします。

去る二月二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 同 地方行政委員 同

農林水産委員 同 文教委員 同

商工委員 同 予算委員 同

地方行政委員 同 懲罰委員 同

文教委員 加瀬 千葉 信君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同







よつて国会法第八十三条により送付する。  
**昭和三十五年二月二十五日**  
 衆議院議長 清瀬 一郎  
 参議院議長 松野鶴平殿  
 昭和三十四年産米穀についての所  
 得税の臨時特例に関する法律案  
 昭和三十四年産米穀についての所  
 得税の臨時特例に関する法律案  
 昭和三十四年産米穀についての所  
 得税の臨時特例に関する法律案  
 米穀の生産者が、その生産した昭  
 和三十四年産の米穀を政府に売り渡  
 す旨を昭和三十四年九月二十一日  
 (北海道、青森県、岩手県、宮城  
 県、秋田県、山形県、福島県、新潟  
 県、富山県、石川県及び福井県の各  
 区域において生産される米穀につい  
 ては同年八月三十一日)までに申し  
 入み、その申し込みにより締結した  
 契約に基づいて当該米穀を昭和三十  
 五年二月二十九日までに政府に売り  
 渡した場合には、当該生産者の昭和  
 三十四年分の所得税については、政  
 令で定めるところにより、当該米穀  
 の完渡しの時期及び数量に応じ次に  
 定めるところにより計算した金額の  
 合計額に相当する金額は、所得税法  
 (昭和十二年法律第二十七号)第七  
 条の二に規定する農業所得に係る同  
 法第九条第一項第四号の総収入金額  
 に算入しない。  
 一 昭和三十四年九月三十日までに  
 売り渡した米穀については、玄米  
 换算正味六十キログラムにつき、  
 八百円  
 二 昭和三十四年十月一日から同月  
 十日までの間に売り渡した米穀に  
 よつて御承知を願いたいと存じます。

ついては、玄米換算正味六十キロ  
 グラムにつき、七百二十円  
 三 昭和三十四年十月十一日から同  
 月二十日までの間に売り渡した米  
 穀については、玄米換算正味六十  
 キログラムにつき、六百四十円  
 四 昭和三十四年十月二十一日から  
 同月三十一日までの間に売り渡し  
 た米穀については、玄米換算正味  
 六十キログラムにつき、五百六十  
 円  
 五 昭和三十四年十一月一日から昭  
 和三十五年二月二十九日までの間  
 に売り渡した米穀については、玄  
 米換算正味六十キログラムにつ  
 き、四百八十円  
 附 則  
 この法律は、公布の日から施行す  
 る。

【杉山昌作君登壇、拍手】  
**○杉山昌作君** ただいま議題となりま  
 した昭和三十四年産米穀についての所  
 得税の臨時特例に関する法律案の大蔵  
 委員会における審議の経過並びに結果  
 を御報告申し上げます。  
 本案は、昭和三十四年産米穀につい  
 て、生産者が事前売り渡し申し込みに  
 基づいて売り渡した場合は、従来と同  
 様に、その売り渡し所得について、一  
 石当たり平均四百円を非課税としよ  
 うとするものであります。  
 委員会の審議におきましては、米穀  
 の需給見通しはどうか、集荷の促進上  
 本措置がどれほどの効果を持つか、本  
 案提出の時期及び理由が適切を欠くの  
 ではないか等の点に關し質疑応答が行  
 なわれましたが、その詳細は会議録に  
 よつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決す  
 べきものと決定いたしました。  
 右、御報告申し上げます。(拍手)  
**○議長(松野鶴平君)** 別に御発言もな  
 ければ、これより本案の採決をいたし  
 ます。  
 本案全部を問題に供します。本案に  
 賛成の諸君の起立を求めます。  
 【賛成者起立】  
**○議長(松野鶴平君)** 総員起立と認め  
 ます。よつて本案は全会一致をもつて  
 可決せられました。  
 捕獲審査所の検定の再審査に関する  
 法律(昭和二十七年法律第七十号)  
 の一部を次のように改正する。  
 第十七条中「日本国との間の平和  
 条約の効力発生後」を「日本国との間  
 に効力の発生した平和条約の効力発  
 生時から」に改める。  
 附 則  
 この法律は、公布の日から施行す  
 る。

【審査報告書は都合により第十三  
 号末尾に掲載】  
 国内旅客船公団法の一部を改正す  
 る法律案  
 日程第四、国内旅客船公団法の一部  
 を改正する法律案(いすれも内閣提  
 出、衆議院送付)、  
 以上三案を一括して議題とすること  
 に御異議ございませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり」  
**○議長(松野鶴平君)** 御異議ないと認  
 めます。まず、委員長の報告を求めま  
 す。運輸委員長平島敏夫君。  
 【審査報告書は都合により第十三  
 号末尾に掲載】  
 南大東島における高層気象観測に  
 必要な物品の譲与に関する法律案  
 右の内閣提出案は本院においてこれ  
 を可決した。  
 よつて国会法第八十三条により送付  
 する。  
**昭和三十五年三月四日**  
 衆議院議長 清瀬 一郎  
 参議院議長 松野鶴平殿  
 国内旅客船公団法の一部を改正す  
 る法律案  
 国内旅客船公団法(昭和三十四年  
 法律第四十六号)の一部を次のよう  
 に改正する。  
 第五条中「二億円」を「四億円」に改  
 める。  
 附 則  
 この法律は、昭和三十五年四月一  
 日から施行する。

【平島敏夫君登壇、拍手】  
**○平島敏夫君** ただいま議題となりま  
 した捕獲審査所の検定の再審査に因す  
 たる法律の一部を改正する法律案

に必要な物品の譲与に関する法  
 律

政府は、当分の間、南大東島にお  
 いて高層気象観測を行なう気象機関  
 に対し、当該気象観測に必要な運  
 輸省令で定める物品を譲与するこ  
 ができる。

捕獲審査所の検定の再審査に因す  
 たる法律の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行す  
 る。

【審査報告書は都合により第十三  
 号末尾に掲載】  
 国内旅客船公団法の一部を改正す  
 る法律案  
 右の内閣提出案は本院においてこれ  
 を可決した。  
 よつて国会法第八十三条により送付  
 する。

【平島敏夫君登壇、拍手】  
**○平島敏夫君** ただいま議題となりま  
 した捕獲審査所の検定の再審査に因す  
 たる法律の一部を改正する法律案

に必要な物品の譲与に関する法  
 律

政府は、当分の間、南大東島にお  
 いて高層気象観測を行なう気象機関  
 に対し、当該気象観測に必要な運  
 輸省令で定める物品を譲与するこ  
 ができる。

捕獲審査所の検定の再審査に因す  
 たる法律の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行す  
 る。

【平島敏夫君登壇、拍手】  
**○平島敏夫君** ただいま議題となりま  
 した捕獲審査所の検定の再審査に因す  
 たる法律の一部を改正する法律案

に必要な物品の譲与に関する法  
 律

政府は、当分の間、南大東島にお  
 いて高層気象観測を行なう気象機関  
 に対し、当該気象観測に必要な運  
 輸省令で定める物品を譲与するこ  
 ができる。

捕獲審査所の検定の再審査に因す  
 たる法律の一部を改正する法律案

この法律は、昭和三十五年四月一  
 日から施行する。

【平島敏夫君登壇、拍手】  
**○平島敏夫君** ただいま議題となりま  
 した捕獲審査所の検定の再審査に因す  
 たる法律の一部を改正する法律案

に必要な物品の譲与に関する法  
 律

政府は、当分の間、南大東島にお  
 いて高層気象観測を行なう気象機関  
 に対し、当該気象観測に必要な運  
 輸省令で定める物品を譲与するこ  
 ができる。

捕獲審査所の検定の再審査に因す  
 たる法律の一部を改正する法律案

この法律は、昭和三十五年四月一  
 日から施行する。

【平島敏夫君登壇、拍手】  
**○平島敏夫君** ただいま議題となりま  
 した捕獲審査所の検定の再審査に因す  
 たる法律の一部を改正する法律案

に必要な物品の譲与に関する法  
 律

る法律の一部を改正する法律案ほか二  
法案につき、運輸委員会における審議  
の経過並びに結果を御報告申し上げま  
す。

まず、捕獲審査所の検定の再審査に  
関する法律の一部を改正する法律案に  
つき申し上げます。

現行法は、日本国との平和条約第十  
七条に規定する義務を履行するため、  
旧捕獲審査所が検定した事件に対し  
て、連合国より要請がありました場合  
に、これを国際法に従つて再審査する  
ことを目的とするものであります。事  
案の性質上、この法律の存続期間は、  
当初法律施行後三年と定められており  
ましたが、その後、再審査の要請に関  
する連合国の状況にかんがみ、第二十  
二回特別国会以後五回にわたり、それ  
ぞれ一年延長することの改正が行なわ  
れ、本年四月二十七日限りでこの法律  
は失効することとなつております。

本法案は、政府の説明によれば、連  
合国との再審査の要請が今後もなおある  
ものとの予想のもとに提案されたもの  
でありまして、本法の存続期間をさら  
に一年延長し、そのほか関係法律の改  
正に伴う条文の整備を行なうものであ  
ります。

運輸委員会におきましては、小酒井  
委員より、再審査の取り扱い状況等に  
ついて質疑が行なわれた後、討論に入  
りましたところ、別に発言もなく、直  
ちに採決の結果、全会一致をもつて原  
案通り可決すべきものと決定いたしま  
した。

次に、南大東島における高層気象観  
測に必要な物品の譲与に関する法律案  
について申し上げます。

らの提案理由の要旨について申し上げ  
ますと、わが國は台風その他の自然災  
害により、年々莫大なる損害をこう  
むつてはいるが、この灾害予防と損失の  
軽減をはかるためには、的確な気象予  
報を行なうことが必要で、政府は気象  
事務の整備強化に努力している。中で  
も高層気象観測は、一般気象予報はも  
ろん、台風予報上重要な使命を持つ  
ている。これが整備について、沖縄本  
島より東方三百キロの地点にある南大  
東島は、年々わが國に来襲する台風の  
通過地点でもあり、また転向地点にも  
なっているので、政府は、気象庁と琉  
球政府工務交通局との協力業務とし  
て、南大東島における高層気象の観測  
業務を実施し、その観測資料を入手す  
るよう計画した。そのため政府は、必  
要な物品を琉球政府に譲与することが  
できるよう、財政法第九条の特別立法  
として本法律案を提案したとのことで  
ありました。

運輸委員会における審議に際しまし  
ては、大倉、相澤、小酒井の各委員よ  
り、わが国の気象業務の整備拡充計  
画、さらに、北方定点観測を含めての  
計画並びに本法による物品譲与の品  
目、金額と、その期間等についての質  
疑が行なわれましたが、その詳細につ  
いては速記録に譲ります。

討論に入りましたところ、別に発言  
もなく、直ちに採決の結果、全会一致  
をもつて原案通り可決すべきものと決  
定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、養鶏  
振興法案(第三十一回国会内閣提出、  
第三十四回国会衆議院送付)を議題と  
いたします。よって三案は全会一致をもつて  
可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め  
ます。第三案全部を問題に供します。三案に  
公団は昨年六月に発足いたしました。  
改正案は、三十五年度における公団  
の所要事業資金七億円のうち五億円を  
資金運用部資金よりの借入金に仰ぎ、  
残りの二億円は公団に対する政府出資  
の増額をもつて充てることとし、この  
ため現在の資本金二億円を四億円に改  
めるために提出されたものであります。  
なお、運輸委員会は、三十一回国会  
において、現行法を可決すべきものと  
決定した際、公団に対する政府出資の  
増額をはかるべき旨の附帯決議を行な  
いました。

質疑におきましては、相澤委員よ  
り、政府出資二億円増加程度のこそく  
的措置で当初計画を達成し、また、公  
團の維持管理の円滑を期し得るか等施  
策の積極化についてただし、また、小  
酒井委員よりは、本法により整備の対  
象となる船舶、すなわち、適格船の選  
定について質疑がありました。このほ  
か、旅客定員十二人以下の小型船の安  
全性確保等について質疑が行なわれま  
りましたが、詳細は会議録に譲ることを了  
承願います。

かくて質疑を終わり、討論に入りました  
ところ、別に発言もなく、次いで  
採決に入りましたところ、本法案は全  
会一致をもつて原案通り可決すべきものと  
決してはいたしました。

○議長(松野鶴平君) 第二回、養鶏  
振興法案(小字及び一は衆議院修正)  
農林省令(昭和三十五年三月四日)  
衆議院議長 清瀬 一郎

〔目的〕

第一条 この法律は、○優良な資質  
を備える鶏の普及を図るための制  
度を定めることにより、養鶏の振  
興に寄与することを目的とする。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな  
い場合は、次に掲げる鶏の品種である  
ことを示す外形上の特徴で農林省  
令で定めるものを備える鶏をい  
う。

一 単冠白色レグホーン種  
二 橫はんブリマスロウック種  
三 单冠ロードアイランドレッド  
種

四 ニューハンプシャー種  
五 名古屋種  
六 三河種

○議長(松野鶴平君) 第二回、養鶏  
振興法案(第三十一回国会内閣提出、  
第三十四回国会衆議院送付)を議題と  
いたします。よって三案は全会一致をもつて  
可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め  
ます。第三案全部を問題に供します。三案に  
公団は昨年六月に発足いたしました。  
改正案は、三十五年度における公団  
の所要事業資金七億円のうち五億円を  
資金運用部資金よりの借入金に仰ぎ、  
残りの二億円は公団に対する政府出資  
の増額をもつて充てることとし、この  
ため現在の資本金二億円を四億円に改  
めるために提出されたものであります。  
なお、運輸委員会は、三十一回国会  
において、現行法を可決すべきものと  
決定した際、公団に対する政府出資の  
増額をはかるべき旨の附帯決議を行な  
いました。

質疑におきましては、相澤委員よ  
り、政府出資二億円増加程度のこそく  
的措置で当初計画を達成し、また、公  
團の維持管理の円滑を期し得るか等施  
策の積極化についてただし、また、小  
酒井委員よりは、本法により整備の対  
象となる船舶、すなわち、適格船の選  
定について質疑がありました。このほ  
か、旅客定員十二人以下の小型船の安  
全性確保等について質疑が行なわれま  
りましたが、詳細は会議録に譲ることを了  
承願います。

かくて質疑を終わり、討論に入りました  
ところ、別に発言もなく、次いで  
採決に入りましたところ、本法案は全  
会一致をもつて原案通り可決すべきものと  
決してはいたしました。

○議長(松野鶴平君) 第二回、養鶏  
振興法案(小字及び一は衆議院修正)  
農林省令(昭和三十五年三月四日)  
衆議院議長 清瀬 一郎

〔目的〕

第一条 この法律は、○優良な資質  
を備える鶏の普及を図るための制  
度を定めることにより、養鶏の振  
興に寄与することを目的とする。









昭和三十五年三月九日 参議院会議録第十一号

參議院會議錄第十号

國務大臣	羽生	久保	吉田	法晴君
大蔵大臣	三七君	等君	栗山	良夫君
農林大臣	内村	内村	山田	節男君
通商產業大臣	清次君	赤松	棚橋	小鹿君
運輸大臣	常子君	大臣	和達	吉田
建設大臣		佐藤	福田	良夫君
政府委員		榮作君	赴夫君	節男君
總理府総務長官		池田	勇人君	小鹿君
氣象廳長官		橋橋	渡君	吉田
		村上	薦泰君	法晴君
			清夫君	等君

昭和三十五年三月九日

参議院会議録第十号

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月二十一日

定価  
一部十五円  
(付し良質紙は二十円)  
(配達料共)  
発行所  
東京都新宿区市谷本村町五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三一至六九三